

番号	項目	質問	回答
1	申請の資格	「2申請の資格」について、法律上の資格が有り、有資格者も在籍しているが、実績が無い業種は希望できないか？	業種については、測量は測量法、建築関係建設コンサルタントは建築士法、補償関係建設コンサルタントは不動産鑑定法の不動産鑑定評価に関する法律、の規定する登録が必要です。業務については、技術者が過去10年間に当該業務に係る実績を有することが条件となります。
2	申請業務	「建築関係コンサルタント」のなかの「調査一般」と「土木関係コンサルタント」の「調査一般」について明確な区分があれば教えてください。弊社業務経歴を分類するのに手間取っております。	明確な区分はありません。但し、「建築関係コンサルタント」のなかの「調査一般」は、建築に関する業務に属する「調査」とし、「土木関係コンサルタント」の「調査一般」は、土木に関する業務に属する「調査」として分類した上で書類を作成していただくとともに、どちらとも判断しがたい業務は、それぞれに記載してください。
3	様式第1号	建設コンサルタント登録はないが建設業の許可を記入した方がよいのか。	不要です。
4	様式第1号	連絡先の連絡先名称は、事業所名のみでよろしいでしょうか。	申請書(様式第1号)《貴社という事業所を営業所と解して説明します。》本資格審査に関する連絡先を、本店以外に指定する場合に記載してください。なお、連絡先を指定する場合は、会社名称も記入いただければ幸いです。例：〇〇株式会社 〇〇支店、〇〇株式会社 〇〇営業所
5	様式第1号	申請種目外の建築士事務所登録番号は記入しなければならないか。	登録を受けている場合は、記入してください。
6	様式第1号(その2)	「申請業務の内容」について、登録部門：土木関係建設コンサルタント業務の中に「地質調査」業務が無いが、どこの業務に含まれるべきか。	地質調査においては、業種「地質調査」により申請してください。
7	様式第1号(その3)	1級土木施工管理技士46名中10名分と2級土木施工管理技士若干名分のみの資格確認資料ではダメか。	建設関連業務に資格者の専ら従事する常勤の役員及び職員が、当該業務に携わっているのであれば、その数を様式第1号(その3)に計上し、計上した技術者の資格を証明できる書類(資格者証又は免状等)の写しを添付してください。
8	様式第1号(その3) 様式第4号	様式第1号(その3)に記載した資格者数と、様式第4号で記載する技術者経歴書で記載する資格者数は合致する必要があるか。弊社の代表は、技術士の資格を複数持っております。様式第4号において、主として行う業務である、「土質及び基礎」分野のみの記載となった場合、様式第1号(その3)に記載した資格者数と合致しなくなります。	様式第4号は、様式第1号(その2)に記載の申請業務ごとに作成するもので、様式第1号(その3)の資格区分ごとに作成するものではありません。よって、一人が複数資格(例えば、「土質及び基礎」と「道路」の2資格を保有)を有し、それぞれの業務に従事する場合、様式第4号は「土質及び基礎」と「道路」どちらにも記載してください。
9	様式第1号(その3)	技術士(都市及び地方計画)、RCCM(建設環境)の資格を保有している技術者は要るのですが、実績がない場合はどのように記載すればよろしいでしょうか。	様式第1号(その3)は、実績についての制限はございませんので、技術士等の資格を保有している技術者の数を記入してください。
10	様式第1号(その3)	1人の技術者が、一般土木施工管理技士と農業土木技術管理士と畑地かんがい技士の資格を保有している場合、すべてに計上してもよろしいでしょうか。(またその場合の様式第4号への記載方法)	部門別の資格を複数有する職員については、有している全ての部門に1人として記入してください。また、様式第1号(その3)は、資格ごとに計上するものであり、様式第4号は、申請業務として申請する業務ごとに記載するものです。よって様式第4号では、当該1人の技術者が複数の業務に従事しているのであれば、それぞれ重複して記載されるものと考えてください。
11	様式第1号(その3)	様式第1号(その3)で申請種目外の有資格人数は記入しなければならないか。記入が必要な場合、全ての者の資格確認資料を添付しなければならないか。	様式第1号(その3)は、申請種目内外に関わらず、建設関連業務に資格者の専ら従事する常勤の役員及び職員について記載してください。なお、記載した技術者については、その資格を証明できる書類(資格者証又は免状等)の写しを添付してください。
追加	様式第2号	事業年度の変更により直前2箇年の各事業年度に含まれる月数の合計が24か月に満たない場合は具体的にどのように記載すればよいのか。	申請の手引きP15の記載例により記入をお願いします。例えば、「直前2年の各事業年度の決算に基づく実績高」欄の「前年の事業年度」欄には例a、「前々年の事業年度」欄には例b、余白部分に例c、の期間及び金額を記入してください。また、不足する分の実績の計算式及び結果は余白に記入してください。
12	様式第2号	直前2年の実績高表の次に計算書類を添付しておりますが、当社は地質調査業なので、現況報告書を2年分添付すればよろしいですか？ なにか別に提出するものがあるのでしょうか。	計算書類とは、平成28年及び平成29年に決算日の到来した各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表を指します。現況報告書の写しは、業種ごとの実績高および技術者の資格を確認できる書類として提出いただくものです。よって現況報告書の写しの提出をもって計算書類の確認ができるのであれば、現況報告書の写しを提出いただければ足りる。
13	様式第3号	営業の休止等が無い場合でも合計欄の数字は必要となります	未記入でも構いません。
14	様式第4号	有資格者で、建設関連業務の業務経歴が無い者も経歴書に記載してよいのか。	有資格者で、建設関連業務の業務経歴が無い者も経歴書に記載してください。その際「業務履歴」欄は「なし」と記載してください。
15	様式第4号	「申請業種」欄について申請できる部門は、登録業種のみという認識でよろしいでしょうか。 登録業種のみの場合、様式第4号での申請業務で提出できない技術者が発生してきます。弊社は「施工管理」部門の登録はしていませんが、〇県より業務を受注し、施工管理の業務を主で行う技術者もいます。	申請業種のうち、測量、建築関係建設コンサルタント、補償関係コンサルタント(うち、不動産鑑定に限る。)を申請しようとする場合、それぞれ測量業者登録、建築士事務所登録、不動産鑑定業者登録を受けている必要があります。様式第1号(その2)の「申請業務内容」欄に〇印を付す業務は、申請者情報「申請業種」欄の〇印及び直前2年の年間平均実績高の記入が必要です。様式第4号は、様式第1号(その2)において申請業務として申請する業務ごとに作成してください。
16	様式第4号	全ての技術職員について記入することとなっておりますが、法令による免許等をもっていない技術職員も記載が必要となりますか。	必要です。その場合「法令による免許等」欄は記入しなくても構いません。
17	様式第4号	①申請する業務ごとに作成となっておりますが、例えば測量の場合、様式第1号(その2)の申請内容で〇をつけた項目ごとに(中略)作成すると理解してよろしいでしょうか。 ②記載する職員が複数の資格を有する場合の記載方法として、当該職員が複数の申請業務を行う場合も、同様の内容で各申請業務に記載してよろしいでしょうか。	①そのとおりです。 ②申請業務に係る資格のみを記載してください。
18	様式第4号	業務別に申請することは了解しましたが、従業員を重複して記載してもよいでしょうか。	従業員を重複して記載しても構いません。
19	様式第4号	①1名の技術者が、土木関係建設コンサルタントの道路と交通量調査のように、2つ以上の業務に携わっている場合、それぞれの技術経歴書に記載してよろしいでしょうか。 ②また、そのときの法令による免許等は、取得している全ての免許(資格)を記載して構わないでしょうか。	①構いません。 ②作成する申請業務に関わる免許(資格)のみを記入してください。例：申請業務が道路の場合、技術士(鋼構造)や測量士の免許の記載は不要です。
20	様式第4号	「経験年数」は、その業務ごとの経験年数ですか。	そのとおりです。
21	様式第4号	専修学校(専門課程)卒業の人の最終学歴は専門学校でよろしいですか。 大学院卒業の人は大学院でよろしいですか。	専修学校(専門課程)卒業の人の最終学歴は「専修学校」と、大学院卒業の人は「大学」としてください。
22	様式第5号	(1)「技術者1名」分の作成を義務づけられてありますが、1名は当社の任意の技術者か、現況報告書に記載された「管理技術者」のいずれでしょうか。 (2)業務経歴の5年分は、全ての業務か抜粋のいずれでしょうか。	(1)貴社任意の技術者として差支えありません。但し、技術者は、申請の手引きP.39～41別表1の中欄に掲げる申請業務について同表の右欄に掲げる資格等を有し、かつ過去10年間に当該業務に係る実績を有する者としてください。 (2)「技術者名」欄に記載した技術者の過去10年間に従事した主なものについて記載してください。(様式第5号備考欄参照)
23	様式第6号	当該業務に係る技術者個人の実績はあるが、事務所として実績がない業務は、様式第6号の業務欄は空欄のまま提出してよろしいでしょうか。	よろしいです。参考までに、様式第6号は過去10年間の主な完成業務について、1枚に収まる程度の記載をしていただければと存じます。(全てを記載する必要はありません。)
24	様式第6号	受注した業務で、各年度ごとに主な完成業務を記載する必要がありますか。(例 〇年度〇〇業務、〇年度〇〇業務)	年度ごとに区切り記載するものではありません。過去10年間に発注者から直接受注した(いわゆる元請)業務のうち、主な完成業務を記載してください。
25	様式第6号	申請業務に係る業務実績書(様式第6号) ①受注金額の額は、千円切捨てでしょうか。 ②また、行の高さと行数は自由に調節してよろしいでしょうか。	①特に定めはありませんので、千円未満の端数は、切捨て、切上げ、四捨五入のいずれでも可能です。 ②構いません。
26	様式第11号の2	役員一覧表に委託先の所長の記載は必要でしょうか。	役員一覧表には、登記されている全ての役員を記載していただきますので、委託先の所長も登記されているとすれば、役員一覧表に記載してください。

番号	項目	質問	回答
追加	様式第11号の2	エクセルデータの送付はいつまでにすれば良いか。	申請書類の提出期間内かつ書類を受付機関に提出する前までに送付してください。 (Mailアドレスは手引きP7)
27	様式第14号別紙	登載された「別紙」様式は、【本番年申請】時には不要と理解してよろしいか？	様式第14号に添付するものです。 本様式は、名簿登録後（6月1日以降）において、技術者の状況に変更が生じた場合に、その都度提出（郵送可）するものです。 よって、本番年申請時には、提出不要です。
28	委任状	委任事務所にするためには、技術者が常駐していないとだめでしょうか？	貴社のいう委任事務所とは、 ①本県における「営業所」を指しているのでしょうか？ ②電子入札においてICカードの利用者及び利用部署の登録先を指しているのでしょうか？ ①の委任事務所の場合 「営業所」の基準は、申請の手引きP.47別紙によるものとしております。 別紙第3条(1)のとおり、技術者は常駐していなければなりません。 ②の委任事務所の場合 技術者の常駐に定めはありません。 ただし、資格審査後、年間委任状の提出が必要となります。（申請の手引きP.38）
29	営業所	営業所の技術者に関して、確認書類（保険証写し、標準報酬決定通知書等）は添付の必要がありますか。	不要。営業所の技術者は様式7号又は8号に氏名が記載され、営業所に属する技術かどうかは様式4号で確認する。
30	営業所	常駐技術者が不在（もしくは未定）の場合、たとえ営業所が登記され、納税証明等により実態性が確認できても、営業所の契約の委任者とする事はできないのでしょうか。	契約権限を委任するのみであれば、年間委任状を提出すれば足りるが、技術者がいない場合は資格申請における「営業所」とはならない。（資格審査における「営業所」と委任事務所は別のもの）
31	技術者	20又は25年以上の実務経験者の証明書類は不要ということでしょうか？書類提出後、審査で求められる事もありますか。	不要ですが、求めないとも言いきれません。 しかし、審査する上で、20又は25年以上の実務経験者の証明書類が必要と判断した場合のみです。
32	技術者	資格者人数は申請業種に関わる資格だけでよろしいですか。	よろしいです。
33	現況報告書	申請書類にある「建設コンサルタントの現況報告書」とありますが、今年度のは国土交通省に提出していますが、申請書類の持参日までに確認済みの印が押印されて戻ってこなかった場合、昨年度の現況報告書の写しでもいいのでしょうか。	現況報告書の写しは、直前2年分（様式により直前1年分）の提出となり、国土交通省の「確認済」の押印があるものを前提としております。 ただし、国土交通省から押印されたものが返却されず、提出に間に合わない場合、提出したもの写しの提出を認めますが、後日、国土交通省から書類が返却され次第、「確認済」の押印があるものの写しを提出してください。 なお、当該資料は、業種ごとの実績高を確認するため資料となりますので、様式第2号に記載する実績高と整合させる必要があります。 続いて、当該資料を提出することにより、技術者の資格者証を省略することができます。直前1年分の資料が、平成30年1月1日現在と一致しない場合は、次のとおり作成してください。 ・現況報告書に記載の技術者が在籍しない場合は、2重線で消し線を加えること。 ・現況報告書にない技術者が在籍する場合は、技術者の資格者証又は免状の写しを追加添付すること。
34	納税証明書	県税に係る証明書に関して 弊社は法人県民税と事業税を納めております。 県税部に請求する際の「様式第111号-I」に「税についての未納の額は、ありません」とありますが、「なに税」と記載して請求した証明書が必要でしょうか。	申請の手引きに記載のとおり、証明する税目は、事業税に限りませんとあり、いわゆる、県税についての未納の額がない旨証明いただきます。 よって、「税」は、「県税」または、空欄として、請求書を作成してください。
35	法人の事業開始等申告書	法人の事業開始等申告書の写しにかえて、「法人の異動（変更）届出書」を提出してもよろしいでしょうか。	よろしいです。
36	ファイル	(1) ファイル作成方法について、写本にもファイルの作成が必要でしょうか。 (2) 表紙及び背表紙には指定のフォームがあるのでしょうか。 また、特に指定のフォームが無い場合には、P.6の要件を満たしていれば、他県等のフォームを使用してよいのでしょうか。	(1) 写本は申請受付時に返却いたしますので、必ずしもファイルを作成する必要はありません。但し書類関係、綴り方は正本と同じにしてください。 (2) 手引きP.6 10 (2) 綴り方を満たしていただければよく、文字の大きさや字体などを指定してはおりません。